

佐世保市監査委員公表第24号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年11月24日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



都市整備部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 都市整備部
都市政策課、住宅課、まち整備課、公園緑地課、建築指導課、
営繕課、地籍調査課
- 3 監査の期間 令和5年9月21日（木）～令和5年11月15日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入（郵送料等）の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関する事。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。 （都市政策課、住宅課）

- ② 領収書綴の一部において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿の所在が確認できないものがあった。 （住宅課）

領収書綴受払簿が所在不明となっている状況は、公文書の管理上、不適切と言わざるを得ない。重大な事象であることと認識されたい。

今後は、再発防止に努め、適正な管理を徹底されたい。